

議案第 1 号

教科用図書の採択について

「平成23年度に小学校で使用する教科用図書の採択について」及び「平成23年度に小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書の採択について」について、別紙のとおり定める。

平成22年5月19日

沖縄県教育委員会

平成23年度に小学校で使用する教科用図書の採択について

1 教科用図書の採択基準について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）及び同法施行令の規定により義務教育諸学校の教科用図書の採択基準を次のように定める。

無償措置法第13条の規定に基づき教科用図書の採択を行う。採択に当たっては日本国憲法、教育基本法の精神を基調にして、教科の目標や内容、並びに地域や児童の実態を考慮すること。

- (1) 教科用図書を採択するに当たっては、あくまで教育的見地と公正な立場を堅持すること。
- (2) 採択に当たっては、採択地区の自然的環境、経済的・歴史的・文化的諸条件などを総合的に考慮して、慎重かつ適正に行うこと。
- (3) 採択に当たっては、県教育委員会の示す教科用図書選定資料を十分に活用すること。
- (4) 採択に当たっては、採択地区的教育委員会は、共同採択を行うため採択地区協議会を設け、採択に遺漏がないようにすること。
- (5) 採択に当たっては、各採択地区における教科用図書調査研究の結果を慎重に検討・協議して決定すること。

2 教科用図書の調査の観点について

(1) 基本方針

教科用図書の調査に当たっては、児童が基礎的・基本的な内容を確実に習得することができ、自ら学び自ら考える力及び豊かな人間性や社会性、並びに国際社会に生きる日本人としての自覚が育成されるよう配慮されていること。

(2) 調査の観点

小学校学習指導要領の各教科、各学年等の目標が達成できるようになっていること。

① 内容

ア 内容は、小・中・高校の一貫性と適時性を十分に考慮しながら、小学校学習指導要領に示された関連する教科の目標を達成するのに十分であること。

ア 知識、技能、態度を習得させるために正確かつ公正で、適切な内容が用意されているか。

ア 基礎的・基本的な内容が適切に精選され、系統性、発展性が考慮されているか。

ア 児童の生活体験に即し、興味・関心を高めるとともに意欲を喚起させるようになっているか。

- d 思考力や創造性を育て、判断力や表現力を培うために役立つような内容が組織されているか。
 - e 我が国や郷土の歴史、文化、伝統に対する理解と愛情を深めるとともに、国際社会の中で主体的に生きていく資質や能力の基礎を培うために役立つような内容が組織されているか。
- イ 学習内容の質・量が学習指導上適切であること。
- a 各領域は質・量ともに偏りなく適切であるか。
 - b 自ら進んで学習ができるように配慮されているか。
 - c 基礎的・基本的なことがらは、必要に応じて繰り返し学習することができるよう配慮されているか。
 - d 地域社会の特性や要請に応じられるように配慮されているか。
 - e 学習したことが、具体的に生活に結びつくように配慮されているか。

ウ 発展的な学習内容として、適切であること。

- a 小学校学習指導要領の目標、内容の趣旨に沿ったものであるか。
- b 児童が主体的に考えたり、学習する内容であるか。
- c 主たる学習内容との適切な関連を有しているか。
- d 児童の心身の発達段階に適応し、量的な配慮がなされているか。

② 形式

表現や表記が適切であること。

- ア 表現は、児童が理解するのに適切であるか。
- イ 文字、用語、計量、単位等が適切であるか。
- ウ 統計、挿絵、写真、図表等は斬新、鮮明、正確かつ適切であり、活用するに当たって効果的であるか。
- エ 「発展的な学習内容」等であることが教科書上明示されているか。

3 教科用図書の採択方法について

(1) 採択の方法

市町村教育委員会においては、教科用図書を種目ごとに一種採択するための協議機関（採択地区協議会）を、国立大学法人立・私立小学校においては、校内で採択のための委員会を設け、所期の目的が達成できるよう配慮すること。

平成23年度に小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書の採択について

1 教科用図書の採択基準について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令の規定により、小学校・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書の採択基準を次のように定める。

(1) 特別支援学級及び特別支援学校で使用する教科用図書

- ① 文部科学省検定済教科書（以下「検定教科書」という。）、文部科学省著作教科書及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書（特別支援学校、特別支援学級用）（以下「一般図書」という。）から採択する。
- ② 一般図書（絵本等）の採択に当たっては、下学年用の検定教科書または文部科学省著作教科書の採択についても十分考慮すること。
- ③ 検定教科書の採択は、学校の所在地の採択地区で採択した教科書と同一とする。
- ④ 教科用図書は一種目について二重に選択することはできない。ただし、特に必要がある場合には次の通りとする。

ア 視覚障害者を教育する特別支援学校小学部の弱視者の国語の教科については、検定教科書のほかに文部科学省著作特別支援学校小学部視覚障害者用（点字版）教科書を併せて採択することができる。

イ 聴覚障害者を教育する特別支援学校の小学部及び中学部の国語の教科については、文部科学省著作の「言語指導」または「言語」の教科書のほかに、小学校もしくは中学校用の検定教科書（下学年使用の場合を含む。）を併せて採択することができる。

(2) 特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書

- ① 一般図書（絵本等）の使用は次の場合に限る。
 - ア 適切な検定教科書又は文部科学省著作教科書が発行されていない場合
 - イ 特別支援学校の小学部または中学部において、重複障害を有する児童生徒について特別の教育課程を編成するときに、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合
 - ウ 小学校または中学校の特別支援学級で特別の教育課程を編成するときに、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合
- ② 知的障害者を教育する特別支援学校の小学部の「生活」の教科については、「生活」の教科で取り扱う内容が広範囲であることを考慮し、選定資料にある

「社会」、「理科」、「家庭」、「保健」の図書から、必要に応じて適切な教科書を採択すること。

2 教科用図書調査員会が行う一般図書（特別支援学校・特別支援学級用）の調査の観点について

(1) 基本方針

教科用図書の調査に当たっては、児童生徒の障害の状態や発達段階、特性等に応じて、最もふさわしい内容で系統性、発展性が考慮されていること。

(2) 調査の方法

各教科ごとに10種目程度の教科用図書を一般図書一覧および図書館等の一般図書の中から調査し、学校教育法附則第9条の規定による一般図書（絵本等）選定資料を作成すること。

(3) 調査の観点

① 一般図書（絵本等）の選定においては、特に次のアからカの事項に留意するとともに、選定した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数及び発行者の所在地等についても配慮すること。

ア 一人一人の児童生徒の障害の状態や発達段階、特性等に応じた内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。

イ 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が望ましく、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でないこと。

ウ 上学年で使用する教科書との関連性を考慮するとともに、選定する図書の間の系統性にも配慮すること。

エ 教科用図書として使用する上で適切な体裁をなしているものを選定するようにし、ビデオテープやカセットテープ、CD、DVDを主とするものやジグソーパズル型、切り紙工作型など図書としての体裁をなしていないものは選定しないこと。ただし、CD等が付属する図書についてはその限りではない。

オ 價格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。

カ 一般図書（絵本等）は前期・後期分割しての給与対象としているため分冊本は選定しないこと。ただし、「拡大教科書」については、検定済教科書と同様に分冊本を採択できる。

※分冊本…教科書の上下巻や拡大教科書などのひとまとまりの書物を何冊かに分けたもの。

- ② 一般図書（絵本等）においては内容がスモールステップとなっており、児童生徒の緩やかな発達に応じて、次のアからエの事項に配慮すること。
ア 小学部（小学校）、中学部（中学校）及び高等部の一貫性と適時性が考慮され、各校種の学習指導要領に示された教科の目標を達成するのに十分であること。

イ 各教科の目標を達成するために適切な内容を含むこと。
ウ 内容が児童生徒の日常生活と結びつき、遊びを通した学習もできる内容になつておる、生活経験の広がりに役立つものであること。

エ 視覚・聴覚・触覚等に訴え、各教科に応用し発展的に取り入れられる内容になっていること。

③ 各教科の観点

ア 生活

- a 基本的な生活習慣が身に付くような内容であるか。
- b 健康で安全な生活ができるような内容であるか。
- c 友達と関わりをもつて仲良く遊べる内容であるか。
- d 身近な人と自分との関係を理解し、簡単な応対などができる内容であるか。
- e 家庭や学校における集団生活に参加し、簡単な役割をはたすことができる内容であるか。
- f 家庭、学校及び社会の簡単なきまりを理解し、簡単な手伝いや仕事ができる内容であるか。
- g 買い物ごっこなどがおりこまれており、簡単な買い物の金銭の取り扱いができる内容であるか。
- h 身近な自然の事物・現象に興味・関心をもち、その特徴や変化の様子が理解できる内容であるか。
- i 家庭や社会の様子に関心をもち、その働きを理解できるような内容であるか。
- j 日常生活と関係の深い公共の施設や機関に慣れ、また、それらを利用できる内容であるか。

イ 国語

- a 国語の言語力、理解力、表現力の基礎的諸能力の育成に必要な表現となっているか。

- b 言語能力の発達に応じて段階的に学習できる表現となっているか。
- c 絵の表現内容は、身近なもので興味・関心を起こすものであるか。
- d お話づくりができるなど絵のつながりで筋道をたてて考えることができる内容となっているか。
- e 絵と文が調和のとれた表現となっているか。
- f 根拠をもとに筋道をたどって想像し、考えを広げていける内容であるか。
- g 色彩は自然で好感を与え、読みたい気持ちがもてる表現となっているか。

ウ 社会

- a 日常生活の中で起こる事柄の習得に役立つものであるか。
- b 社会生活がどのようにになっているかを知り、自分の役割が学べる内容であるか。
- c 働くことが理解でき、将来の社会生活に興味・関心がもてる内容であるか。
- d 身近な地理、歴史、文化について興味・関心がもてる内容であるか。

エ 算数（数学）

- a 数・量や形の概念を形成するような教材で、生活経験の中にある具体物を扱っているか。
- b 数・量や形が児童生徒の興味・関心がもてる内容であるか。
- c 内容が児童生徒の発達に応じて、系統的に組み立てられており、繰り返し学習ができるようになっているか。

オ 理科

- a 身近な自然の様子や動植物など、興味・関心がもてる内容であるか。
- b 遊びの発展性、生活との結びつきなどが配慮された内容であるか。
- c 身近な環境の中で経験できる内容であるか。
- d 写真・挿絵等は煩雑でなく、適切に表現されたものであるか。

カ 音楽

- a 絵を見て歌詞や曲の内容がわかるものであるか。
- b 行事や季節が感じられる内容であるか。

- c 簡単なリズム遊びや楽器遊びができるような内容であるか。
- d 身体表現をしながら歌うことができる内容であるか。
- e 興味・関心をそそり、心情を豊かにするような内容であるか。

キ 図画工作（美術）

- a 遊びや生活に結びついた内容であるか。
- b 色彩が鮮明で、興味・関心がもてる作品が採用されているか。
- c 創造性を育てる内容になっているか。
- d 表現内容や鑑賞作品が発達段階に即したものであるか。

ク 体育（保健体育）

- a 歩く、走る、跳ぶ、投げるなどの基本的な動きや運動内容がバランスよく配置されているか。
- b 遊びや運動を通して仲間と共に楽しく活動できる内容であるか。
- c 体のしくみと働き、発達の様子などがわかりやすく表現されているか。
- d 健康・安全と病気についての基礎的知識が理解できる内容であるか。
- e 健康と環境のかかわりがわかりやすく表現されているか。

ケ 職業・家庭

- a 実物に近い色合いでいろいろな食品がもりこまれていて、また楽しい食事の仕方やマナーがわかる内容であるか。
- b 家族がそれぞれの役割を分担していることが理解でき、楽しい家庭づくりをするために協力することの大切さがわかる内容であるか。
- c 色彩が豊富で、時と場に応じた衣服の組み合わせの楽しさがわかり、また着脱の習慣づけがなされるような内容であるか。
- d 身のまわりの整理・整頓や、気持ちのよい住まいの大切さなどがおりこまれた内容であるか。
- e 日常用っている品物に関心をもたせ、金銭の取り扱い方、買い物の仕方やお金の大切さがわかる内容であるか。
- f 身近にある産業や生産物が、日常生活に役立つものであることが理解できる内容であるか。

g いろいろな職場で働く人たちの様子がわかり、仕事への興味・関心が深められる内容であるか。

h 将来の職業生活や家庭生活、地域生活に意欲がもてる内容であるか。

コ 外国語

a アルファベットに興味・関心がもてる内容であるか。

b 色、動物、食器、文具、乗り物等の名称や数詞、曜日等の生活に身近な言葉を中心とした内容であるか。

c あいさつなどを外国の言葉で表現したり、外国語の歌詞で歌って楽しむ内容であるか。

d 表現内容が発達段階に即したものであるか。

サ その他、配慮事項

a 教科によって、その他特に必要な観点を設定する場合は、当該教科の目標に応じた観点であること。

b 身近な行事や自然等を扱った郷土の絵本等の選定について配慮すること。

④ 形式

ア 表現や表記が適切であること。

イ 絵や写真がわかりやすく鮮明であること。

ウ 文字の大きさは適切で、文章表現も具体的であること。

エ 材質が丈夫で扱いやすいものであること。

オ 弱視の児童生徒の使用についても配慮すること。

3 特別支援学級及び特別支援学校における教科用図書の採択方法について

(1) 特別支援学校においては採択のために校内の委員会を設け、教科用図書の採択基準に沿った、適切な教科用図書の採択ができるよう配慮すること。また、特別支援学級においても著作教科書と一般図書の採択のために特別支援学校と同様の配慮をすること。

(2) 特に、小学校（小学部）就学時においては、実態に応じて検定教科書または文部科学省著作教科書を採択できるように配慮すること。

「平成23年度に小学校で使用する教科用図書の採択について」及び「平成23年度に小・中学校の特別支援学級、特別支援学校で使用する教科用図書の採択について」の概要

部課名 教育庁義務教育課

1 件名

「平成23年度に小学校で使用する教科用図書の採択について」及び「平成23年度に小・中学校の特別支援学級、特別支援学校で使用する教科用図書の採択について」

2 制定の経緯及び必要性

小学校では、平成20年度文部科学省告示の小学校学習指導要領が、平成23年度から全面実施されます。新学習指導要領の全面実施にともない、教科用図書の採択替えをする必要がある。

また、小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書については、児童生徒個々に合わせた特別の教育課程を編成しているため、1年毎に採択を行う必要がある。

3 案の概要

- (1) 教科用図書の採択基準について
- (2) 教科用図書の調査の観点について
- (3) 教科用図書の採択方法について

4 根拠法令

教科書の発行に関する臨時措置法（発行法）

学校教育法

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

沖縄県教科用図書選定審議会規則

5 添付資料

- (1) 教科書制度
- (2) 根拠法令